平成２５年（フ）第４０７号
北九州市戸畑区沖台２丁目１番４―506号
債務者　脇山　　康
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第１６４号
佐賀県佐賀市高木瀬東６丁目９番1324号
債務者　竹内　笑子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第２８２号
大分県別府市弓ケ浜町２番10号　弓ケ浜ビル207号
債務者　糸長　裕徳
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２５年（フ）第４２号
北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目１番２―103号
債務者　盛　　雅章
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２５年（フ）第４２号
石川県加賀市山代温泉ル79番地１　出呂町アパート２号室
債務者　由本　　創
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部
平成２５年（フ）第４２３号
神戸市中央区筒井町３丁目１番19号　コーポティアラ401号
債務者　宮前佐和子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４２４号
兵庫県三田市つつじが丘南２丁目６番地６
債務者　岸野　展士
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４３６号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目２番20号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町１丁目12番５―301号
債務者　髙木佐代一
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４３７号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目２番20号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台西町１丁目12番５―301号
債務者　髙木千恵子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４７３号
神戸市兵庫区東山町１丁目11番１号　シティフラット602号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目17番４号
債務者　田中　詳久
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第４７４号
神戸市兵庫区東山町１丁目11番１号　シティフラット602号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目17番４号
債務者　田中　末子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１９６号
北九州市八幡西区本城１丁目３番28号　フォーブル本城203号
債務者　牧　　義克
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第２４７号
北九州市門司区大里東２丁目８番20―102号
債務者　竹本　祐三
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３９０号
北九州市小倉南区長尾３丁目４番16号
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３９１号
北九州市小倉南区長尾３丁目４番16号
債務者　田中　和子（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第３９５号
北九州市小倉北区黄金２丁目９番３―1102号
債務者　福家美智子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第４２０号
福岡県中間市中央２丁目１番15号　高野アパート202号
債務者　中山　文雄
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部